

令和3年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第102号	令和3年度三豊市一般会計補正予算(第6号)	2
議案第103号	令和3年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第104号	令和3年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第105号	令和3年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	5
議案第106号	令和3年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	6
議案第107号	三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	7
議案第108号	行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備について	10
議案第109号	三豊市防災センター設置条例の一部改正について	13
議案第110号	ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について	15
議案第111号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	17
議案第112号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	20
議案第113号	三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部改正について	22
議案第114号	指定管理者の指定について(三豊市豊中コミュニティセンター)	24
議案第115号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町松崎コミュニティセンター)	25
議案第116号	指定管理者の指定について(不動の滝カントリーパーク)	26
議案第117号	字の区域の変更について	27

議案第 1 0 2 号

令和 3 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 3 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 4 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 5 号

令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 6 号

令和 3 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 7 号

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって三豊市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の

建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に課税免除の申請をしなければならない。

2 課税免除の適用を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 課税免除の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が課税免除を取り消す必要があると認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年度分の固定資産税から適用する。

議案第 1 0 8 号

行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備について

行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年三豊市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

(三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

第2条 三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例（平成23年三豊市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「署名捺印」を「署名」に改める。

(三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部改正)

第3条 三豊市山本町河川敷運動公園条例（平成18年三豊市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

市、市教育委員会、市スポーツ協会及び学校の使用(行事)を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用することに異議ありません。	
--	---

を

「

市、市教育委員会、市スポーツ協会及び学校の使用(行事)を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用することに異議ありません。 申請者確認 ☐ (✓を記入してください。)
--

に、

「」を「 」に改める。

(三豊市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 三豊市固定資産評価審査委員会条例（平成18年三豊市条例第38号）の一

部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第3条の規定による改正前の三豊市山本町河川敷運動公園条例別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第 1 0 9 号

三豊市防災センター設置条例の一部改正について

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例

三豊市防災センター設置条例（平成18年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

三豊市財田町防災センター	三豊市財田町財田中598番地
--------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 0 号

ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について

ふるさと三豊応援寄附条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

ふるさと三豊応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと三豊応援寄附条例（平成20年三豊市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「まちつぐり」を「まちづくり」に改める。

第10条中「対象事業を行う場合において、必要があると認めるときは、」を「次に掲げる経費に充てる場合に限り、」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 第3条に規定する対象事業に要する経費
- (2) 寄附者への返礼品の贈呈、サービスの提供等ふるさと納税制度の運用に要する経費

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 1 1 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第9項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第10項、第11項及び第13項から第20項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第9項から第11項まで及び第13項から第20項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 2 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第5条中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第 1 1 3 号

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部改正について

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例

(三豊市幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 三豊市幼保連携型認定こども園条例（令和2年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中三豊市立財田こども園の項の前に次のように加える。

三豊市立仁尾こども園	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1
------------	-----------------

(三豊市立学校条例の一部改正)

第2条 三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部三豊市立平石幼稚園の項を削る。

(三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例の一部改正)

第3条 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立平石幼稚園の項を削る。

(三豊市立学校体育施設利用条例の一部改正)

第4条 三豊市立学校体育施設利用条例（平成18年三豊市条例第240号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市立平石幼稚園の項を削る。

(三豊市保育所条例の一部改正)

第5条 三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立仁尾保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について（三豊市豊中コミュニティセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市豊中コミュニティセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市豊中町岡本 3 5 6 7 番地 6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲 2 0 1 番地 1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
- (3) 代表者 理事長 千秋 隆

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町松崎コミュニティセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町松崎コミュニティセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町松崎 7 1 7 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間
- (3) 代表者 理事長 曾根 利幸

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について（不動の滝カントリーパーク）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 不動の滝カントリーパーク
- (2) 位 置 香川県三豊市豊中町岡本 3 5 6 7 番地 6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲 2 0 1 番地 1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
- (3) 代表者 理事長 千秋 隆

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 7 号

字の区域の変更について

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次表の左欄に掲げる土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法第 9 6 条の 4 において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものとする。

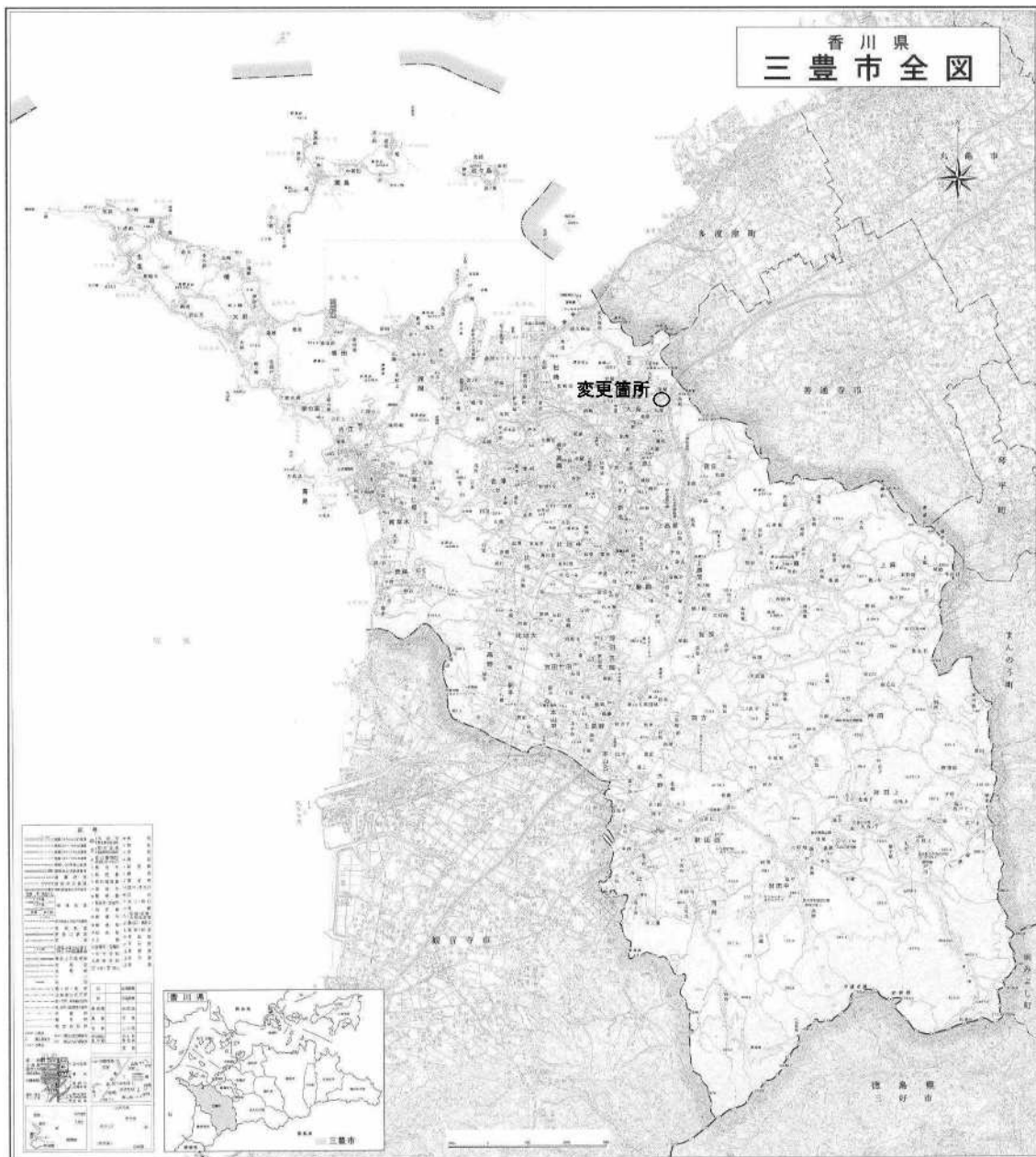
令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

左 欄（位置）		右 欄
①	三野町大見字火上山乙 2 8 - 1、乙 2 8 - 2、乙 2 8 - 1 0、乙 2 8 - 1 5、乙 2 8 - 1 0 5、乙 2 8 - 1 0 6、乙 2 8 - 1 0 7、乙 2 8 - 1 0 8、乙 2 8 - 1 0 9、乙 2 8 - 1 1 1 及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部	三野町大見 字鳥坂上

（上記の地番は、令和 3 年 4 月 1 日現在の登記簿による。）

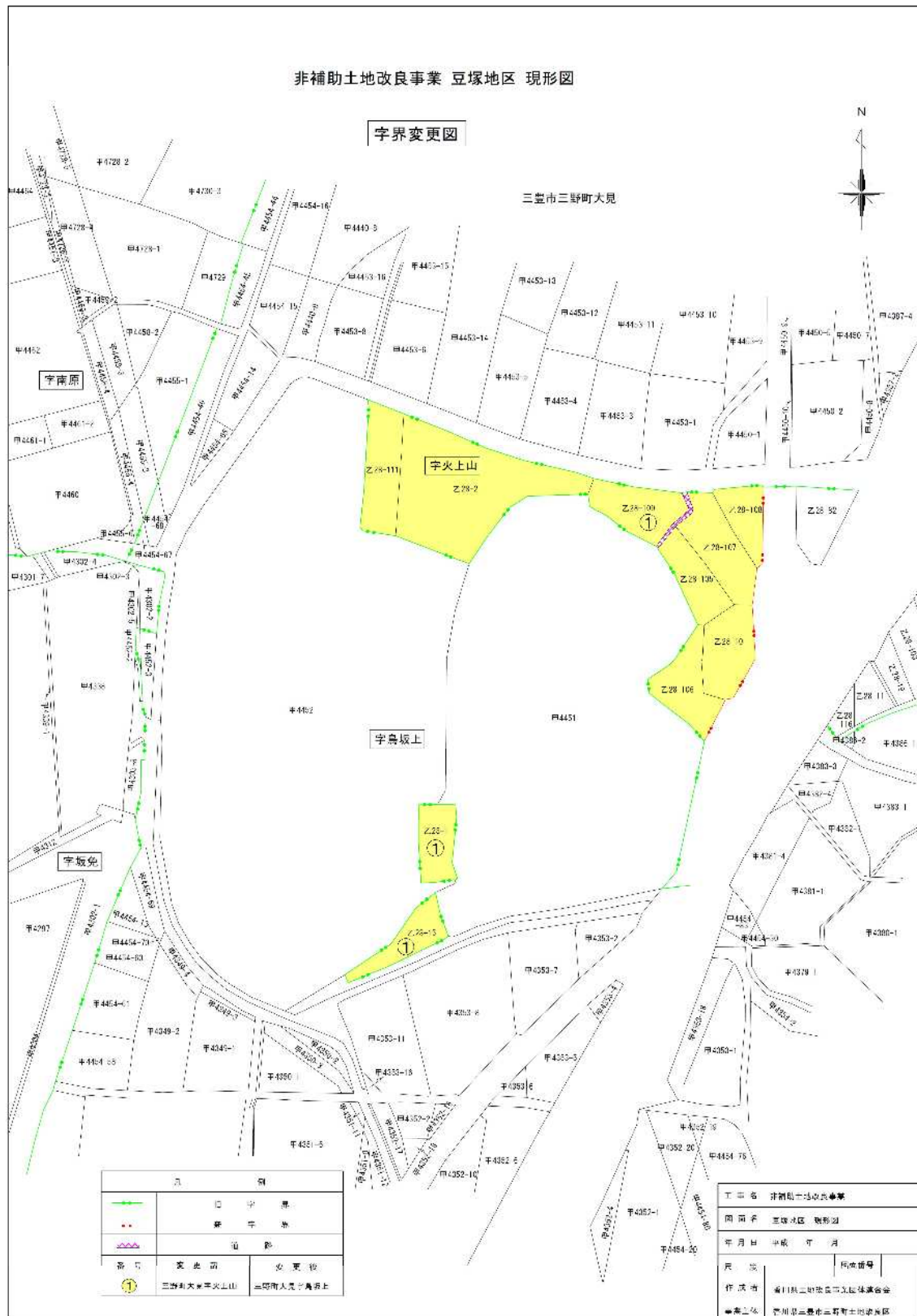
(議案第117号関係)



(議案第 1 1 7 号関係)



(議案第 1 1 7 号関係)



非補助土地改良事業 豆塚地区 換地図

三豊市三野町大見字鳥坂上

凡 例	
	土地改良法第54条の2第6項の土地(道路) 三豊市
	土地改良法第54条の2第6項の土地(市道) 三豊市
	土地改良法第54条の2第6項の土地(ため池) 三豊市
	土地改良法第53条の3の土地(道路) 土地改良区
	土地改良法第53条の3の土地(水路) 土地改良区
	地 区 界

工 事 名	非補助土地改良事業		
図 画 名	豆塚地区 換地図		
年 月 日	命 令	年	月
尺 寸		図面番号	
作 成 者	香川県土地改良事業団体連合会		
事業主体	香川県三豊市三野町土地改良区		